

〒470-0162
愛知県愛知郡東郷町春木白土1-242

株式会社喜多村
営業部 ニュースレター係

ISOの新規取得審査及び更新審査が終了しました

弊社は古川工場でISO9001、ISO14001、ISO45001は取得済みでしたが、本社ではISO9001以外は取得しておりませんでした。このたび、ISO更新審査及び、本社ではISO14001、ISO45001を新規取得した事をご報告いたします。



【PTFE潤滑用添加剤についてのお問い合わせは下記まで】

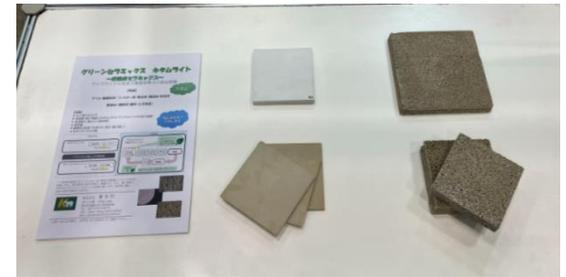
営業部 営業1課 mail:info@kitamura ltd.jp Tel:(052)803-5151 Fax:(052)803-5190

N-Plus N-Plus(エヌプラス)に出展しました

2024年10月9日(水)～11日(金)に開催された、N-Plusプラスチック高機能化展に出展いたしました。

ご来場いただいたお客様に、PIR(ポストインダストリアルリサイクル)由来のPTFE潤滑添加剤の特徴のご説明や、またPFAS規制に関するご質問も多くいただき、大変有意義な展示会となりました。また、開発中製品である非焼成セラミック

「キタムライト」の試験展示を行い、たくさんの方にご興味を持っていただくことができました。ご来場いただきましたお客様には、この場を借りてお礼申し上げます。



POWTEX2024 第25回国際粉体工業展東京に出展します

昨年に引き続き、国際粉体工業展に出展致します。昨年は大阪開催で特に関西圏のお客様とお話しすることができました。今回は東京開催になりますので近隣の方はぜひご来場いただければ幸いです。

面談スペースもご用意しておりますので会場にて打ち合わせをする事も可能です。新規のみではなく継続案件でのご相談も承りますのでお気軽にブースにお立ち寄りください。(担当は受託粉体加工の営業2課となります)

会期：2024年11月27日(水)～29日(金)

開館時間：9:30～17:00

会場：東京ビッグサイト 東2ホール(ブースNo. 2R-32)

EU PFASの規制動向

●専門家会議 (RAC/SEAC) の審議状況

審議開催時期	審議される産業セクター	備考
2024年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者混合物 ● 化粧品 ● スキーワックス 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 金属メッキと金属製品の製造 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 繊維、皮革製品等 (TULAC) ● 食品接触材料と包装 ● 石油・鉱業 	繊維、皮革製品等 (TULAC)、食品接触材料と包装は11月に審議継続
11月 (暫定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 繊維、皮革製品等 (TULAC) → 継続 ● 食品接触材料と包装 → 継続 ● 建設製品 	審議継続多数により、元々予定されていた輸送機等は3月に延期
25年3月 (暫定)	<ul style="list-style-type: none"> ● フッ素ガスの用途 ● 輸送機 	
審議時期未定	潤滑油、エレクトロニクス及び半導体 PFAS製造、医療機器	PFAS使用の多い工業用途分野の審議時期が未定

●PFHxA規制の現状

制限対象物質と閾値

PFHxA (C5F11COOH) 及びその塩: 25ppb

PFHxA関連物質 (分解してPFHxAに転換する可能性のある物質): 1000ppb

- ECHA専門家委員会意見 (SEAC最終意見) から、**規制コンセプトが大きく変更**
 従前: 対象化合物 (PFHxA類) の製造/使用/販売は**全て規制**、**幾つかの用途に規制適用除外**
 今回: 対象化合物 (PFHxA類) の使用/販売を**特定用途においてのみ規制**
- 欧州委員会法案での主な規制対象は、**一般消費者用の紙/繊維/革/靴/化粧品**
 SEAC最終意見の移行期間36ヶ月から、**前倒し (18/24ヶ月)** で規制提案される用途もあり
- 欧州委員会法案はREACH委員会でEU加盟国が討議
 REACH委員会では**2024年2月に採択**
 欧州議会/EU理事会で精査されたのち**法律が公布 (24/9/20官報掲載→10/10発効)**

米国 PFASの規制動向

●米国連邦政府の動向: TSCA 8条(a) (7)によるデータ収集規則

- 2021年6月にEPAはあらゆるPFASに関する特定の情報を収集するデータ収集規則 TSCA8条(a) (7)を公表した。
- 2011年以降に製造されたPFASに関わる製造者に特定の情報報告を義務付け。

<報告義務者>

2011年1月1日から2022年12月31日までの間に**PFASを製造・輸入した者**。
 (不純物、副生成物、R&D、成形品、小規模事業者の免除なし。医薬、食品等の用途除外あり。)

<報告期間>

EPAは2025年7月11日から報告期間を延期する事を提案。(報告予定期間は6ヶ月)

<報告対象物質範囲>

- 1) R-(CF₂)_n-CF(R')R'' CF₂およびCFの部分の両方が飽和炭素
 - 2) R-CF₂OCF₂-R' RおよびR' はF、Oまたは飽和炭素のいずれか
 - 3) CF₃C(CF₃)R'R'' R' およびR'' はFまたは飽和炭素のいずれか
- 1) ~3) の構造を少なくとも1つを含む物質 (F-Gas, フロロポリマーを含む)

<報告が必要な内容>

物質情報、使用区分、製造・加工・輸入量、副生物情報、廃棄情報等 全22項目

●欧米PFAS規制の傾向

- 欧米ともに、産業界や省庁から一括全面規制のリスクに対する意見が出ている。
- 米国ではPFASの全面禁止法を制定/提案した州は多数あったが、ミネソタ州を除き、いずれの州も用途を縮小した法案が採択済みか審議中、もしくは廃案 (メイン州の規制除外用途など)。
- 欧州では、消費者用途に絞り先行施行した国 (フランス、デンマーク) もあるが、政財界からの強い要請が一部考慮されている。
- 欧州では各国独自規制を設けても、最終的にはEU法が優先されるが、米国では連邦法と州法がそれぞれ独立して存在することに留意が必要。

※免責事項

当資料のPFAS規制に関する情報は、公式ホームページ翻訳や各種規制情報サイトからの情報を弊社見解により取りまとめたもので、その内容を保証するものではありません。また、規制内容や市場動向により随時更新されますので、最新の情報につきましては公式ホームページに記載されている正確な情報をご確認ください。当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。あらかじめご了承ください。



受託粉体加工、フッ素樹脂 (PTFE) 潤滑用添加剤

株式会社 喜多村

〒470-0162 愛知県愛知郡東郷町春木白土1-242

TEL: 052-803-5151 FAX: 052-803-5190

URL: <https://www.kitamura ltd. jp/> Mail: info@kitamura ltd. jp

送付先の変更・配信停止ご希望の方は、お手数ですが、上記TELまたはMailにてご連絡ください。